

平成 31 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第8号	八戸市立公民館長の委嘱について	1
議案第9号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について	3
議案第10号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について	5
議案第11号	八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について	7
議案第12号	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則を廃止する規則の制定について	11
議案第13号	八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議規則の制定について	13
議案第14号	八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	17
議案第15号	八戸市文化財の指定解除に係る答申について	21

議案第 8 号

八戸市立公民館長の委嘱について
八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成31年 3 月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市立公民館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

公 民 館	氏 名
小 中 野 公 民 館	奥 山 二 三 夫 おく やま ふ み お
白 銀 公 民 館	竹 生 り え 子 たけ お り こ
鮫 公 民 館	島 脇 通 保 しま わき みち やす
上 長 公 民 館	目 澤 伸 一 め ざわ しん いち
柏 崎 公 民 館	正 部 家 光 彦 しょうぶけ みつ ひこ
大 館 公 民 館	高 橋 芳 久 たか はし よし ひさ
下 長 公 民 館	名 久 井 明 なく い あきら
吹 上 公 民 館	永 瀨 律 子 なが ぶち りつ こ
湊 公 民 館	大 久 保 伸 夫 おおくぼ のぶ お
是 川 公 民 館	石 橋 恒 則 いし ばし つね のり
館 公 民 館	下 斗 米 友 理 子 しもとまい ゆり こ
根 城 公 民 館	新 井 山 雅 行 にい やま まさ ゆき
三 八 城 公 民 館	三 浦 勝 美 み うら かつ よし
江 陽 公 民 館	田 邊 隆 た なべ たかし
長 者 公 民 館	福 田 文 弘 ふく だ ふみ ひろ
田 面 木 公 民 館	三 笠 秀 子 み かさ ひで こ
市 川 公 民 館	金 濱 金 光 かね はま かね みつ
南 浜 公 民 館	丹 波 勝 敏 たん ば かつ とし
根 岸 公 民 館	赤 平 一 夫 あか ひら かつ お
白 銀 南 公 民 館	小 玉 吉 美 こ たま よし み
東 公 民 館	鳴 海 秀 彦 なる み ひで ひこ
白 山 台 公 民 館	中 村 俊 一 なか むら しゅん いち
南 郷 公 民 館	木 村 明 美 智 き むら あけみ ち

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

議案第9号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を委嘱する。

平成31年3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するための
ものである。

氏 名	くどう あきら 工藤 朗
-----	-----------------

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

議案第10号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について
八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成31年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏 名	たけほら かずのり 竹洞 一則
-----	--------------------

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

議案第11号

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成31年3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

南郷小学校教職員住宅三合山2・3号の廃止に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則

八戸市南郷教職員住宅規則（平成17年八戸市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

八戸市立南郷小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3	
〃 三合山2号	八戸市南郷大字市野沢字三合山41番地48	昭和44年9月	15.5	を
〃 三合山3号	〃	昭和44年9月	15.5	

」

「

八戸市立南郷小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3	に
---------------	-------------------	--------	------	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第6条関係）				別表第1（第2条、第6条関係）			
名称	位置	建設年月	建坪	名称	位置	建設年月	建坪
八戸市立南郷小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3	八戸市立南郷小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3
〃 屋敷添2号	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2	昭和45年12月	16.0	〃 三合山2号	八戸市南郷大字市野沢字三合山41番地48	昭和44年9月	15.5
(略)				〃 三合山3号	〃	昭和44年9月	15.5
				〃 屋敷添2号	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2	昭和45年12月	16.0
				(略)			

議案第12号

八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則を廃止する規則の制定について
八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

平成31年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議の廃止に伴い、規則を廃止するためのものである。

八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則を廃止する規則

八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則（平成25年八戸市教育委員会規則第6号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第13号

八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議規則の制定について
八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議規則を別紙のとおり制定する。

平成31年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の設置に伴い、会議の組織や運営に係る必要事項を定めるためのものである。

八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 検討会議は、史跡丹後平古墳群の保存活用計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

(会長)

第4条 検討会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき検討会議の会長の職務は、教育長が行う。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 検討会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成31年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

「障がい者等郵送貸出サービス」開始に伴う規定の整理その他所要の改正をするためのものである。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市図書館条例施行規則（平成20年八戸市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（郵送貸出し）

第11条の2 心身に重度の障がいがあること等により図書館に来館することが困難な者は、図書館資料の郵送による貸出しを受けることができる。

2 前項の規定による貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。

第18条第3項中「第12条まで」を「第11条まで、第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月15日から施行する。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(郵送貸出し)</u></p> <p><u>第11条の2 心身に重度の障がいがあること等により図書館に来館することが困難な者は、図書館資料の郵送による貸出しを受けることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。</u></p> <p>(分室、配本所及び移動図書館)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第6条、第8条から第11条まで、第12条、第14条及び次条の規定は、移動図書館の利用について準用する。この場合において、第11条中「5冊以内」とあるのは「7冊以内」と、「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(分室、配本所及び移動図書館)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第6条、第8条から第12条まで、第14条及び次条の規定は、移動図書館の利用について準用する。この場合において、第11条中「5冊以内」とあるのは「7冊以内」と、「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。</p>

議案第15号

八戸市文化財の指定解除に係る答申について

八戸市文化財保護条例第10条第4項の規定により、別紙のとおり八戸市文化財を指定解除する。

平成31年3月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市文化財審議委員に諮問した文化財の指定解除について、これを妥当とする答申があったので八戸市文化財を指定解除するものである。

八戸市文化財の指定解除に係る答申について

種 別	有形文化財（建造物）
名 称	①「福聚山大慈寺 山門」1棟 ②「福聚山大慈寺 経蔵」1棟
所 有 者	宗教法人大慈寺（糠塚） 八戸市長者一丁目6-59

